

ブロードバンドに関するユニバーサルサービス
制度に基づく交付金の額及び交付方法の認可並びに
負担金の額及び徴収方法の認可について

(諮問第3224号)

<目 次>

1	諮問書		1
2	申請概要		2
3	審査結果		2 1
4	参考資料		2 3

別添

- 第二種交付金の額及び交付方法の認可申請書（写）
- 第二種負担金の額及び徴収方法の認可申請書（写）

(公印・契印省略)

諮問第 3224 号

令和 8 年 10 月 29 日

情報通信行政・郵政行政審議会

会長 相田 仁 殿

総務大臣 藤井 比早之

諮 問 書

基礎的電気通信役務支援機関である一般社団法人電気通信事業者協会（会長 宮川 潤一）から、令和 8 年 10 月 20 日付け T C A 支－B021 及び T C A 支－B023 により、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 110 条の 4 第 1 項の規定に基づく第二種交付金の額及び交付方法の認可並びに同法第 110 条の 5 第 2 項において準用する同法第 110 条第 2 項の規定に基づく第二種負担金の額及び徴収方法の認可の申請があった。

当該申請について審査した結果、電気通信事業法関係審査基準（平成 13 年総務省訓令第 75 号）第 27 条及び第 29 条に適合していると認められるため、認可することとしたい。

上記のことについて、同法第 169 条第 1 号の規定により諮問する。

申 請 概 要

1 申請者

一般社団法人電気通信事業者協会（会長 宮川 潤一）
（電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。以下「法」という。）第 106 条の規定に基づき総務大臣が指定した基礎的電気通信役務支援機関。以下「支援機関」という。）

2 申請年月日

令和 8 年 10 月 20 日

3 申請の概要

(1) 全体概要

支援機関が、第二号基礎的電気通信役務に係る第二種交付金及び第二種負担金について次の認可を受けようとするもの

- ① 法第 110 条の 4 第 1 項の規定に基づく第二種適格電気通信事業者に交付する第二種交付金の額及び交付方法の認可
- ② 法第 110 条の 5 第 2 項において準用する法第 110 条第 2 項の規定に基づく高速度データ伝送役務提供事業者※から徴収する第二種負担金の額及び徴収方法の認可

※ 法第 7 条第 2 号に規定する高速度データ伝送電気通信役務（電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号）第 40 条の 7 の 2 に掲げるものを除く。）を提供する電気通信事業者であって、第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則（令和 7 年総務省令第 16 号。以下「算定等規則」という。）第 27 条第 1 項に規定する方法により算定した前事業年度の電気通信事業の収益が 10 億円を超える者（令和 8 年 10 月現在 91 社）

(2) 認可申請のあった第二種交付金の額及び交付方法の概要

① 第二種交付金の額の概要

支援機関が、算定等規則第5条の規定に基づき算定し、認可を申請した第二種交付金の額は、1,230,182,918 円（NTT 東日本株式会社：651,598,121 円、NTT 西日本株式会社：576,720,408 円、株式会社 ZTV：1,864,389 円）であり、その算定の過程は次のとおり。

ア 令和7年度の第二種適格電気通信事業者の第二号基礎的FTTHアクセスサービスの収支状況は次表のとおりであり、いずれの者においても費用の額が収益の額を上回っていない。

（単位：百万円）

費目	NTT 東日本	NTT 西日本	ZTV
営業収益	527,849	392,428	5,284
営業費用	360,585	307,388	4,063
営業利益	<u>167,264</u>	<u>85,040</u>	<u>1,221</u>

※ 表中の数値は表示単位未満を四捨五入しているため、合計の数値と内訳の計については一致しない場合がある。以下同じ。

イ このため、

- ・ 法 107 条第 2 号及び算定等規則第 5 条第 2 項の規定により、いずれの者も一般支援区域に係る第二種交付金の交付対象とはならず、
- ・ 算定等規則第 5 条第 3 項の規定により、いずれの者も同条第 1 項第 2 号イに掲げる区域に係る第二種交付金の額は零となることから、交付金の交付の対象は、同号ロに掲げる区域のみとなるところ、支援機関が、当該区域について第二種適格電気通信事業者から届出のあった原価及び収益の額から同項の規定に基づき算定した第二種交付金の額は、次表のとおり。

（単位：百万円）

役務・支援区域の別			NTT 東日本	NTT 西日本	ZTV	合計
F T T H	一般支援区域		0	0	0	0
	特別支援区域	算定等規則 5 条 1 項 2 号イ (大幅赤字区域等)	0	0	0	0
		算定等規則 5 条 1 項 2 号ロ (未整備区域)	13.1	205.1	1.2	219.4
		算定等規則 5 条 1 項 2 号ロ (公設区域)	638.5	371.6	0.6	1,010.8
合計			651.6	576.7	1.9	1,230.2

ウ 法第 107 条第 2 号及び算定等規則第 5 条第 4 項の規定により、第二

種交付金の額は、第二種適格電気通信事業者の全ての担当支援区域における第二号基礎的電気通信役務の提供により生ずると見込まれる赤字の額未満でなければならないとされているところ、当該事業者ごとの当該見込まれる赤字の額は次表のとおりであり、いずれも、認可申請のあった第二種交付金の額より大きな額となっている。

(単位：百万円)

費目	NTT 東日本	NTT 西日本	ZTV
見込み費用	15,437	9,028	335
見込み収益	9,122	5,138	309
見込み費用から見込み収益を控除した額 (見込まれる赤字の額)	6,315	3,890	26

② 第二種交付金の交付方法の概要

ア 交付手段

銀行振込（振込手数料は、支援機関が負担）

イ 第二種交付金の額の通知

算定等規則第 25 条第 1 項の規定に基づく令和 9 年 3 月末の算定対象回線数の通知を支援機関が受領してから 2 週間以内に (2) ①に掲げる第二種交付金の額を通知する。

ウ 第二種交付金の交付期限

イの通知の日から 40 日を経過した後の最初の営業日まで

エ 第二種交付金の交付の特例

- (ア) 第二種交付金の交付期限までに算定等規則第 22 条第 1 項に規定する事由が生じた場合は、同項の規定に基づき上記①の交付金の額を減額することができることとするほか、算定等規則の規定によることとする。
- (イ) (ア) の場合において二以上の第二種適格電気通信事業者のそれぞれに交付すべき第二種交付金の額に 1 円未満の端数があるときは当該端数を四捨五入することとし、その結果交付すべき額の合計額が不足する場合には、交付すべき額が最も大きな第二種適格電気通信事業者に交付すべき額から当該不足分を減ずることによって調整することとする。

オ 第二種交付金の交付に係る銀行口座のセキュリティ対策

支援機関の第二種交付金の交付に係る銀行口座については、預金額の全額保障、振込先の限定、あらかじめ特定された者による認証操作の確保等のセキュリティ対策を講ずるものとする。

(3) 認可申請のあった第二種負担金の額及び徴収方法の概要

① 第二種負担金の額の概要

支援機関が算定等規則第 24 条及び令和 7 年総務省告示第 316 号第 2 条の規定並びに総務大臣から算定等規則の規定によらないことの許可を受けた方法※に基づき算定した第二種負担金の額は、令和 8 年度の申請単価（1 回線当たり 6 円）に令和 9 年 3 月末における算定対象回線数を乗じた額。

※ 別添参照

② 第二種負担金の徴収方法の概要

ア 納付手段

銀行振込（振込手数料は、高速度データ伝送役務提供事業者が負担）

イ 第二種負担金の額の通知

(7) 通知の時期は、支援機関が算定等規則第 25 条第 1 項の規定に基づく令和 9 年 3 月末の算定対象回線数の通知を受領してから 2 週間以内とする。

(1) 通知する事項は、各高速度データ伝送役務提供事業者の第二種負担金の額、第二種負担金の納付期限及び第二種負担金を納付する口座名義・口座番号とする。

ウ 第二種負担金の納付期限

イの通知の日の翌日から 1 月を経過した後の最初の営業日まで

エ 延滞金の納付

第二種負担金の額に、納付期限の翌日から納付する日までの日数 1 日につき 1 万分の 4 の割合を乗じた延滞金を納付する。

オ 第二種負担金の徴収に係る銀行口座のセキュリティ対策

支援機関の第二種負担金の徴収に係る銀行口座については、預金額の全額保障、振込先の限定、あらかじめ特定された者による認証操作の確保等のセキュリティ対策を講ずるものとする。

第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則第3条の規定に基づく同令の規定によらないことの許可について

- 令和8年10月20日付けTGA支-B22により、支援機関から総務大臣に対し、次の概要のとおり、第二号基礎的電気通信役務の提供に係る算定等規則第3条の規定に基づき、算定等規則の規定によらないことの許可申請があり、総務省における審査の結果、10月27日付け総基促第130号により、これを許可している。

1. 許可を申請した特別の理由の概要

令和8年8月末に第二種適格電気通信事業者から支援機関に届け出られた原価及び収益から算定等規則の規定に基づき支援機関が試算した第二種交付金の額は、合計で1,230,182,918円（約1,230百万円）。

この額に基づき、算定等規則の規定によって令和9年度に徴収する第二種負担金の額を試算すれば、1回線当たりの単価は1円、毎月1回・年間12回の徴収を想定して合計約2,575百万円を徴収することとなる。

これは、上述した第二種交付金の額に第二種支援業務費の見込額を合計した額の約2倍であり、すなわち、来年度において、新たな負担金を徴収せずに、令和9年度に徴収した負担金を原資とした交付金が交付され続けることを意味する。

第二種交付金の制度が第二号基礎的電気通信役務の提供が確保されることによりネットワークの価値が高まることで受益する者の全体で応分の負担をする受益者負担制度である観点からは、数年分の受益に応じた負担がある特定の年度の受益者からのみ徴収することは適当とはいえず、少なくとも、ある年度中に交付する交付金の原資となる負担金は同年度中に徴収することが適当であると考えられる。

2. 許可申請のあった算定等規則の規定によらないことの概要

支援機関からは、こうした特別の理由があるので、年に1回に限り第二種負担金を徴収し第二種交付金を交付することとしたい、このために、令和8年度の第二種負担金の額及び徴収方法の認可申請に当たっては、算定等規則の規定によらずに申請単価及び第二種負担金の額を算定したい、として、算定等規則第3条の規定に基づく許可の申請があったもの

以上

**ブロードバンドに関するユニバーサルサービス制度に基づく
交付金の額及び交付方法の認可
並びに負担金の額及び徴収方法の認可
概要**

**令和 8 年10月
総合通信基盤局
基盤整備促進課**

(参考) ブロードバンドのユニバーサルサービス制度の概要

1

- ブロードバンド（BB）のユニバーサルサービス^{*1}として、①FTTH、②CATVインターネット（HFC方式）^{*2}、③ワイヤレス固定BB（専用型）^{*3}が位置付けられている。
- これらのサービスの提供事業者^{*4}に対しては、**契約約款の事前の作成・届出義務**や**届出約款に基づくサービスの提供義務**、**電気通信設備の技術基準適合維持義務**が課されている。
- 不採算エリア（**支援区域**）におけるサービス提供により発生した**赤字の一部を補填するため**、**高速度データ伝送役務提供事業者（固定BB事業者・携帯BB事業者）が拠出する負担金を原資として**、支援機関（TCA）が、**提供事業者（NTT東西ほか）に対し交付金を交付**^{*5}。

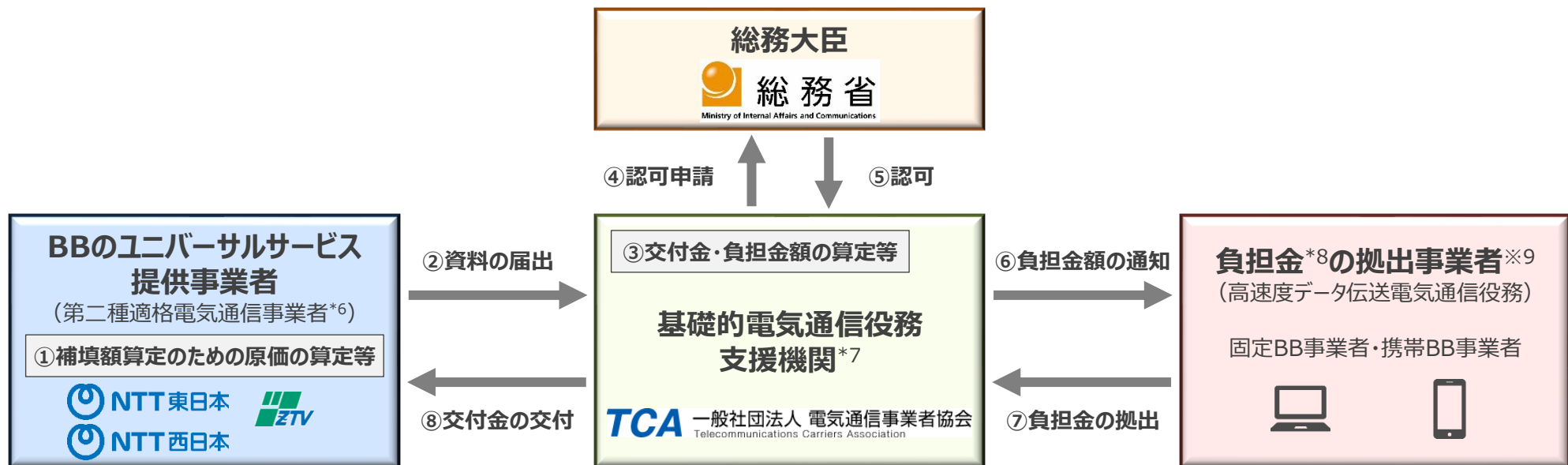
^{*1} 「国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における提供が確保されるべき…電気通信役務」（電気通信事業法第7条）のうち、第二号基礎的電気通信役務。いずれも下り名目速度30Mbps以上のものに限る。

^{*2} 幹線が光ファイバ、引込み線が同軸ケーブルにより提供される方式（Hybrid Fiber Coaxial）で、このうち、上り名目速度10Mbps以上のもの。

^{*3} 固定通信サービス向けに専用の無線回線（例：地域BWAやローカル5G）を用いて提供するもの。

^{*4} 支援対象事業者またはBBのユニバーサルサービスの契約数の合計が30万を超える電気通信事業者。

^{*5} 人口減少に伴う採算性の悪化や離島・山間地等の地理的条件により、光ファイバ基盤の維持が今後課題となることを踏まえ、「電気通信事業法の一部を改正する法律」（令和4年法律第70号）により創設。2026（令和8）年4月より交付金の交付を開始。



^{*6} 申請に基づき総務大臣が指定。①収支の公表、②財務諸表等の適正性、③支援区域における一定の世帯カバー率が要件。

^{*7} 総務大臣が全国で一者に限り指定。

^{*8} 回線数に応じて拠出（前年度の電気通信事業における収益額の3%が上限）。

^{*9} 前年度の電気通信事業の収益が10億円超の事業者。

1. 認可申請の全体概要と今後の想定スケジュール

2

○ 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）（抜粋）

第110条の4 支援機関は、年度ごとに、総務省令で定める方法により第二種交付金の額を算定し、当該第二種交付金の額及び交付方法について総務大臣の認可を受けなければならない。

第110条の5第2項（第110条第2項準用） 支援機関は、年度ごとに、総務省令で定める方法により第二種負担金の額を算定し、第二種負担金の額及び徴収方法について総務大臣の認可を受けなければならない。

認可申請のあった第二種交付金の額

→ P. 3 ~ P. 10

1, 230, 182, 918円

(NTT東日本：651,598,121円 NTT西日本：576,720,408円 ZTV：1,864,389円)

認可申請のあった第二種負担金の額

→ P. 11

認可申請に係る申請単価（6円/回線）× 令和9年3月末における算定対象回線数
(約1,287百万円程度を想定)

認可申請のあった交付方法・徴収方法と想定スケジュール

→ P. 12

令和8年度								令和9年度	
8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月～	
● 第二種適格事業者 から 交付金原価等の届出		● 第二種交付金 第二種負担金 認可申請・諮問	←意見募集→ ● 第二種交付金 第二種負担金 答申(希望)・認可				● 令和9年3月末 (令和8年度末) 回線数	● 報告→	● (年度に1回限り) 第二種負担金の徴収 第二種交付金の交付

2. 第二種交付金の額 ① (概要)

- ✓ 第二種交付金の額の算定方法は、電気通信事業法（以下「法」という。）第107条第1項第二号 及び 第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則（令和7年総務省令第16号。以下「算定等規則」という。）第5条に、概要、次のとおり規定されている。

法第107条第二号、算定等規則第5条第1～3項

一般支援区域 及び 特別支援区域（大幅赤字等）
に係る交付金の額

- ◆ 6条式（ベンチマーク方式）で算定
- ◆ 前年度の収支が黒字の場合には交付しない

- ✓ 令和7年度の第二種適格電気通信事業者の
第二号基礎的電気通信役務の収支は黒字

➡ P. 4

+

算定等規則第5条第1項

特別支援区域（未整備 または 公設）
に係る交付金の額

- ◆ 7条式（収入費用方式）で算定
- ◆ 前年度の収支が黒字の場合でも交付する

- ✓ 7条式で算定した第二種交付金の額は、
NTT東:651.6百万円 NTT西:576.7百万円
ZTV:1.9百万円

➡ P. 5～9

法第107条第二号、算定等規則第5条第4項

- ◆ 第二種交付金の額の上限
＝6条式（ベンチマーク方式）で算定した
すべての担当支援区域の赤字見込額の合計

認可申請の対象となる交付金の額

- ◆ 支援機関は、赤字見込額の合計の一
部に充てるための交付金を交付する

- ✓ NTT東日本の赤字見込額:6,315百万円
NTT西日本の赤字見込額:3,890百万円
ZTVの赤字見込額 : 25百万円
➡ いずれも第二種交付金の額より大きい
➡ P. 10

2. 第二種交付金の額 ②（収支の状況の確認）

4

- ✓ 第二種適格電気通信事業者の令和7年度の第二号基礎的電気通信役務の収支状況は、いずれも黒字
 ➡ いずれの者も、第二種交付金の交付の対象は、7条式（収入費用方式）で算定する特別支援区域（未整備・公設）のみ

○ 令和7年度の第二号基礎的電気通信役務の収支状況（単位：百万円）

第二種適格 電気通信事業者	役務	営業収益	営業費用			営業利益
				設備管理 部門費用	設備利用 部門費用	
NTT東日本	FTTH	527,849	360,585	247,229	113,357	167,264
	HFC	-				
	合計	527,849	360,585	247,229	113,357	167,264
NTT西日本	FTTH	392,428	307,388	208,000	99,388	85,040
	HFC	-				
	合計	392,428	307,388	208,000	99,388	85,040
ZTV	FTTH	5,284	4,063	2,649	1,414	1,221
	HFC	-				
	合計	5,284	4,063	2,649	1,414	1,221

2. 第二種交付金の額 ③（交付金の額の算定）

5

- ✓ 認可申請のあった第二種交付金の額（＝第二種適格電気通信事業者から支援機関に届け出られた特別支援区域（未整備・公設）に係る原価及び収益から算定したその差額）は、NTT東：651.6百万円、NTT西：576.7百万円、ZTV：1.9百万円

○ 認可申請のあった第二種交付金の額の算定（単位：百万円）

赤枠内委員限り

第二種適格 電気通信事業者	役務	担当支援区域		令和 8 年度			(参考) 令和 7 年度認可		
				原価	収益	原価－収益	原価	収益	原価－収益
NTT東日本	FTTH	一般支援区域		-	-	-	-	-	-
		特別 支援 区域	大幅赤字等	-	-	-	-	-	-
			未整備			13.1			5.5
			公設			638.5			138.0
	合計					651.6			143.5
NTT西日本	FTTH	一般支援区域		-	-	-	-	-	-
		特別 支援 区域	大幅赤字等	-	-	-	-	-	-
			未整備			205.1			0.9
			公設			371.6			4.2
	合計					576.7			5.1
ZTV	FTTH	一般支援区域		-	-	-	-	-	-
		特別 支援 区域	大幅赤字等	-	-	-	-	-	-
			未整備			1.2			-
			公設			0.6			-
	合計			12		1.9	-	-	-

2. 第二種交付金の額 ④（原価等の算定：NTT東日本）

6

赤枠内委員限り

NTT東日本

（一部、表示単位未満を四捨五入している関係、算定方法の詳細を省略している関係で、表中の計算が合わない箇所がある）

○ 交付金原価の部門別内訳と収益の額

（金額の単位：百万円）

原価			収益	原価から収益を 控除した額
設備管理部門の原価	設備利用部門の原価	小計		
				651.6

(1) 設備管理部門の原価の算定

施設保全費			有償譲受 更新設備 減価償却費	更新設備 除却費	他人資本費用 自己資本費用 利益対応税	既設設備 に係る費用	放送との共用 による配賦比率	合計額
右以外	收容ルータ	小計						

(2) 設備利用部門の原価の算定

全国平均 利用部門単価(円)	原価算定の対象となった 回線数	放送役務と 共用する回線数	放送との共用 による配賦比率	合計額
	14,431			

(3) 収益の額の算定

全国平均 収益額(円)	原価算定の対象となった 回線数	放送役務と 共用する回線数	放送との共用 による配賦比率	海底ケーブル・陸揚局の 使用料収入	合計額
	14,431				

2. 第二種交付金の額 ⑤（原価等の算定：NTT西日本）

7

NTT西日本

赤枠内委員限り

（一部、表示単位未満を四捨五入している関係、算定方法の詳細を省略している関係で、表中の計算が合わない箇所がある）

○ 交付金原価の部門別内訳と収益の額

（金額の単位：百万円）

原価			収益	原価から収益を 控除した額
設備管理部門の原価	設備利用部門の原価	小計		
				576.7

(1) 設備管理部門の原価の算定

施設保全費			有償譲受 更新設備 減価償却費	更新設備 除却費	他人資本費用 自己資本費用 利益対応税	既設設備 に係る費用	放送との共用 による配賦比率	合計額
右以外	收容ルータ	小計						

(2) 設備利用部門の原価の算定

全国平均 利用部門単価(円)	原価算定の対象となった 回線数	放送役務と 共用する回線数	放送との共用 による配賦比率	合計額
	8,592			

(3) 収益の額の算定

全国平均 収益額(円)	原価算定の対象となった 回線数	放送役務と 共用する回線数	放送との共用 による配賦比率	海底ケーブル・陸揚局の 使用料収入	合計額
	8,592				

2. 第二種交付金の額 ⑥（原価等の算定：ZTV）

8

ZTV

赤枠内委員限り

（一部、表示単位未満を四捨五入している関係、算定方法の詳細を省略している関係で、表中の計算が合わない箇所がある）

○ 交付金原価の部門別内訳と収益の額

（金額の単位：百万円）

原価			収益	原価から収益を 控除した額
設備管理部門の原価	設備利用部門の原価	小計		
				1.9

(1) 設備管理部門の原価の算定

施設保全費			有償譲受 更新設備 減価償却費	更新設備 除却費	他人資本費用 自己資本費用 利益対応税	既設設備 に係る費用	放送との共用 による配賦比率	合計額
右以外	收容ルータ	小計						

(2) 設備利用部門の原価の算定

全国平均 利用部門単価(円)	原価算定の対象となった 回線数	放送役務と 共用する回線数	放送との共用 による配賦比率	合計額
	232			

(3) 収益の額の算定

全国平均 収益額(円)	原価算定の対象となった 回線数	放送役務と 共用する回線数	放送との共用 による配賦比率	海底ケーブル・陸揚局の 使用料収入	合計額
	232				

2. 第二種交付金の額 ⑦（参考：対象区域数等）

9

✓ 原価等の算定の対象となった担当支援区域数及び回線数は、次のとおり

○ 原価等の算定の対象となった担当支援区域数及び回線数

赤枠内委員限り

第二種適格 電気通信 事業者	役務	担当支援区域数 ※一部重複する区域あり		原価等の算定 対象となった 区域数	原価等の算定 対象となった 回線数	放送との共用
NTT東日本	FTTH	一般支援区域 6,187		-	-	-
		特別支援区域 5,290	大幅赤字等 921※	-	-	-
			未整備 177※	49	350	
			公設 4,814※	553	14,081	
	合計			602	14,431	
NTT西日本	FTTH	一般支援区域 4,337		-	-	-
		特別支援区域 2,138	大幅赤字等 444※	-	-	-
			未整備 229※	59	867	
			公設 1,718※	105	7,725	
	合計			164	8,592	
ZTV	FTTH	一般支援区域 288		-	-	-
		特別支援区域 61	大幅赤字等 29※	-	-	-
			未整備 10※	8	65	
			公設 23※	7	167	
	合計			15	232	

(参考) 令和7年度認可	
原価等の算定 対象となった 区域数	原価等の算定 対象となった 回線数
-	-
-	-
32	180
317	10,471
349	10,651
-	-
-	-
2	165
32	912
34	1,077
-	-
-	-
-	-
-	-
-	-

2. 第二種交付金の額 ⑧（交付金上限との比較）

10

- ✓ 第二種適格電気通信事業者におけるすべての担当支援区域の見込み費用及び見込み収益の合計並びに当該費用から当該収益を控除した額（＝交付金上限）は、NTT東日本：6,315百万円、NTT西日本：3,890百万円、ZTV：26百万円
- ➡ NTT東日本、NTT西日本及びZTVいずれも、認可申請のあった第二種交付金の額（NTT東：651.6百万円、NTT西：576.7百万円、ZTV：1.9百万円）を上回っているため、当該申請のあった額を交付することが可能

○すべての担当支援区域におけるの費用・収益の見込額（単位：百万円）

第二種適格 電気通信事業者	役務	見込み費用	見込み収益	見込み費用から 見込み収益を 控除した額
NTT東日本	FTTH	15,437	9,122	6,315
	HFC	-		
	合計	15,437	9,122	6,315
NTT西日本	FTTH	9,028	5,138	3,890
	HFC	-		
	合計	9,028	5,138	3,890
ZTV	FTTH	335	309	26
	HFC	-		
	合計	335	309	26

3. 第二種負担金の額

11

✓ 令和8年度の認可申請に係る申請単価は、次のとおり算定されている（次ページ下部も参照）

第二種交付金の額
1,230,182,918円

+

第二種交付金の交付及びこれに附帯する
業務に要することが見込まれる費用
95,908,373円

—

前年度に徴収する負担金
の過不足見込み額
160,287,462円



第二種支援業務見込費用
1,165,803,829円

令和8年3月末における算定対象回線数
214,554,361回線

= 5.4336円／回線

1円未満の
端数切上 ➡ 6円／回線

✓ 認可申請のあった第二種負担金の額は、次の算定式のとおり

➡ 約1,287百万円程度となることが想定される（次ページ下部も参照）

認可申請に係る申請単価 6円／回線 × 令和9年3月末における算定対象回線数

- ✓ 認可申請のあった第二種交付金の交付方法及び第二種負担金の徴収方法の概要は、次のとおり（本ページ下部も参照）
- ✓ 令和9年度における第二種負担金は、令和9年3月末（令和8年度末）の算定対象回線数に基づき、1回線当たり6円を、1回に限り徴収する
- ✓ 令和9年度における第二種交付金は、第二種負担金の徴収の後に速やかに、1回に限り交付する

（参考）認可申請に当たっての申請単価及び第二種負担金の額の算定に係る算定等規則によらないことの許可

- ✓ 支援機関が令和8年に届出のあった第二種交付金の原価等により算定した第二種交付金の額は、1,230百万円
 - ➡ 算定等規則等の規定によって令和9年度に徴収する第二種負担金の額を試算すれば、1回線当たりの単価は1円となり、毎月1回、年間12回の徴収を想定して合計約2,575百万円。これは、令和9年度の第二種支援業務見込費用の約2倍の水準。
 - ➡ 今後、第二種交付金の額や第二種支援業務見込費用が大きく変わらないと仮定すれば、来年度、新たな負担金を徴収せずに、令和9年度に徴収した負担金を原資とした交付金が交付され続けることとなる。



- ✓ 第二種交付金の制度が第二号基礎的電気通信役務の提供が確保されることによりネットワークの価値が高まることで受益する者の全体で応分の負担をする受益者負担制度である観点からは、数年分の受益に応じた負担をある特定の年度の受益者からのみ徴収することは適当とはいえず、少なくとも、ある年度中に交付する交付金の原資となる負担金は同年度中に徴収することが適当。



- ✓ こうした特別の理由があるため、令和9年度における第二種負担金の徴収及び第二種交付金の交付を1回に限ることとしたい、そのために、算定等規則によらずに令和8年度の認可申請に係る申請単価及び第二種負担金の額を算定したいとして、**支援機関から総務大臣に対し算定等規則第3条の規定に基づく許可の申請**があり、総務省における**審査の結果**、これを許可している。

審 査 結 果

電気通信事業法関係審査基準（平成 13 年総務省訓令第 75 号。以下「審査基準」という。）第 27 条及び第 29 条の規定に基づき審査を行った結果、以下のとおりと認められる。

- ① 電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。以下「法」という。）第 110 条の 4 第 1 項の規定による第二種交付金の額及び交付方法の認可に係る審査

審 査 事 項	審査 結果	事 由
1 第二種交付金の額が第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則（令和 7 年総務省令第 16 号。以下「第二号算定等規則」という。）第 5 条の規定に照らし、妥当なものであること。（審査基準第 27 条(1)）	適	<p>本申請に係る第二種交付金の額については、以下の理由により、第二号算定等規則第 5 条の規定に照らし、妥当なものであると認められる。</p> <p>(1) 第二種交付金の額が、第二号算定等規則第 5 条第 1 項から第 3 項までの規定に従い、また、別記に示すとおり第二種適格電気通信事業者から届け出られた資料を用いた上で、令和 9 年度中に交付すべき第二種交付金として、第二種適格電気通信事業者ごと及び同条第 1 項各号に掲げる支援区域の区分ごとに、それぞれ当該各号に規定する方法により算定した額を合計する方法により算定されていること。</p> <p>(2) 第二種交付金の額が、第二号算定等規則第 5 条第 4 項の規定に従い、第二種適格電気通信事業者ごと及び第二号基礎的電気通信役務の別ごとにそれぞれ電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号）第 40 条の 5 の 2 第 1 項の規定に基づき総務大臣に提出され、及び同令第 40 条の 4 の 6 第 2 項の規定に基づき公表された同令第 40 条の 4 の 5 第 1 項第 2 号に掲げる第二号基礎的電気通信役務収支表の第二表における役務ごとの費用の額から収益の額を控除して得た額に満たない額であること。</p> <p>(3) 第二種交付金の額の算定に当たっては、地方公共団体が所有する電気通信設備を用いて提供される第二号基礎的電気通信役務を考慮していないこと。</p>
2 第二種交付金を第二種適格電気通信事業者に交付する時期及び交付する手段が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 27 条(2)）	適	<p>交付する時期（交付期限は第二種交付金の額の通知の日から 40 日を経過した後の最初の営業日まで）及び交付する手段（交付はセキュリティ対策を講じた銀行口座からの振込により行い、銀行振込手数料は申請者が負担）について、適正かつ明確に定められていると認められる。</p>
3 前二号に掲げるもののほか、第二号基礎的電気通信役務の適切、公平かつ安定的な提供を阻害するものでないこと。（審査基準第 27 条(3)）	適	<p>本申請において、第二号基礎的電気通信役務の適切、公平かつ安定的な提供を阻害する内容はないと認められる。</p>

（別記）第二種適格電気通信事業者から届け出られた資料を用いた第二種交付金の額の算定

申請者は、法第 110 条の 4 第 3 項の規定に基づき第二種適格電気通信事業者である N T T 東日本株式会社、N T T 西日本株式会社及び株式会社 Z T V から届出のあった担当支援区域ごとの第二号基礎的電気通信役務の提供に要した原価及び当該役務の提供により生じた収益の額等の資料を用いて申請に係る第二種交付金の額を算定している。

② 法第 110 条の 5 第 2 項において準用する法第 110 条第 2 項の規定による第二種負担金の額及び徴収方法の認可に係る審査

審査事項	審査結果	事由
1 第二種負担金の額が第二号算定等規則第 24 条の規定に照らし、妥当なものであること。(審査基準第 29 条(1))	適	<p>本申請に係る第二種負担金の額については、以下の理由により、第二号算定等規則第 24 条の規定に照らし、妥当なものであると認められる。</p> <p>(1) 本申請に係る第二種負担金の額が、第二号算定等規則第 24 条第 1 項の規定に従い、回線単価に算定対象回線数の合計数を乗ずる方法により算定されていること。</p> <p>(2) 当該回線単価は、第二号算定等規則第 24 条第 1 項柱書に掲げる総務大臣が告示する方法により算定されていないものの、令和 8 年 10 月 20 日付け TCA 支-B022 により第二号算定等規則の規定によらないことの許可が申請され、総務省において同年 10 月 27 日付け総基促第 130 号により許可した方法によって算定されていること。</p> <p>(3) 当該算定対象回線数の合計数は、第二号算定等規則第 24 条第 1 項第 2 号及び第二号算定等規則附則第 3 項に規定する方法により算定されていないものの、令和 8 年 10 月 20 日付け TCA 支-B022 により第二号算定等規則の規定によらないことの許可が申請され、総務省において同年 10 月 27 日付け総基促第 130 号により許可した方法によって算定されていること。</p> <p>(4) 第二号算定等規則第 24 条第 3 項に掲げる場合には、同項の規定に従って第二種負担金の額を算定することが明確に定められている。</p>
2 第二種負担金を高速度データ伝送役務提供事業者が納付する時期及び納付する手段が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第 29 条(2))	適	<p>納付する時期(納付期限は第二種負担金の額の通知の日の翌日から 1 月を経過した後の最初の営業日まで)及び納付する手段(納付はセキュリティ対策を講じた申請者の銀行口座への振込により行うこととし、銀行振込手数料は第二種負担金を納付する者が負担)について、適正かつ明確に定められていると認められる。</p>
3 前二号に掲げるもののほか、第二号基礎的電気通信役務の適切、公平かつ安定的な提供を阻害するものでないこと。(審査基準第 29 条(3))	適	<p>本申請において、第二号基礎的電気通信役務の適切、公平かつ安定的な提供を阻害する内容はないと認められる。</p>

第二種交付金の額及び交付方法認可申請書

TCA支-B021
令和8年10月20日

総務大臣
藤井 比早之 殿

郵便番号 101-0052
とうきょうとちよだくかんだおがわまちいっちょうめ
住所 東京都千代田区神田小川町一丁目10
興信ビル2F
いっばんしゃだんほうじんでんきつうしんじぎょうしゃきょうかい
名称及び代表者の氏名 一般社団法人電気通信事業者協会
かいちょう みやかわ じゅんいち
会長 宮川 潤一

電気通信事業法第110条の4第1項の規定により、第二種交付金の額及び交付方法の認可を受けたいので、次のとおり申請します。

1 第二種交付金の額

第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則（令和7年総務省令第16号。以下「算定等規則」という。）第5条の規定により次の(2)から(4)までのとおり算定した交付金の額は「1,230,182,918円」となる。

- ・ NTT東日本株式会社 651,598,121円
- ・ NTT西日本株式会社 576,720,408円
- ・ 株式会社ZTV 1,864,389円

第二種適格電気通信事業者ごと、支援区域ごとの算定は【別表1】のとおり。

(1) 一般支援区域に係る第二種交付金

各第二種適格電気通信事業者の令和7年度の第二号基礎的電気通信役務の提供に要した費用の額は、いずれの者にあっても同年度の同提供により生じた収益の額を上回っていない（注1）。したがって、電気通信事業法第107条第二号の規定により（前年度の第二号基礎的電気通信役務の提供に要した費用の額が当該前年度の第二号基礎的電気通信役務の提供により生じた収益の額を上回る第二種適格電気通信事業者ではないので）、いずれの者も一般支援区域に係る第二種交付金の交付対象の事業者とはならない。ついては、一般支援区域に係る第二種交付金の額の算定は行わない。

（注1） 各第二種適格電気通信事業者の令和7年度の第二号基礎的電気通信役務の提供に

要した費用の額及び収益の額については、電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令 第 25 号。以下「施行規則」という。）第 40 条の 4 の 6 第 1 項第一号の規定により各第二種適格電気通信事業者が公表している第二号基礎的電気通信役務収支表の第一表（資料①～③）による。収支の概要を【別表 2－1】に示す。

（参考 1）電気通信事業法第 107 条第二号（抜粋）

第百十条の二第一項に規定する一般支援区域に係る交付金にあつては、当該交付金の額を算定する年度（毎年四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下この節において同じ。）の前年度の第二号基礎的電気通信役務の提供に要した費用の額が当該前年度の第二号基礎的電気通信役務の提供により生じた収益の額を上回る当該第二種適格電気通信事業者に対して当該上回る額を限度として交付するものに限る。

(2) 特別支援区域のうち算定等規則第 5 条第 1 項第二号イにより算定される単位区域（次の(3)の単位区域を除く単位区域）に係る第二種交付金

- ① 該当する単位区域として第二種適格電気通信事業者から届出があつた担当支援区域は、いずれの者においても第二号基礎的 F T T H アクセスサービス（施行規則第 14 条の 3 第 1 項第一号に掲げるもの）に係るもののみである。
- ② 各第二種適格電気通信事業者の第二号基礎的電気通信役務収支表中、第二号基礎的 F T T H アクセスサービス（施行規則第 14 条の 3 第 1 項第一号に掲げるもの）に係る営業費用の額から営業収益の額を控除して得た額はいずれも零未満となっている。したがって、算定等規則第 5 条第 3 項の規定により、いずれの者についても算定等規則第 5 条第 1 項第二号イの規定により算定する当該役務に係る額は零（0 円）となる（交付金の額＝0 円）。

（参考 2）算定等規則第 5 条第 3 項

第一項第二号イの規定により算定する役務ごとの額は、前項に規定する控除して得た額が零未満となるときは、同号イの規定にかかわらず、役務ごとにそれぞれ零とする。

(3) 特別支援区域のうち算定等規則第 5 条第 1 項第二号ロにより算定される単位区域（施行規則第 40 条の 8 の 5 第 2 項各号のいずれかに該当するもの（電気通信事業法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 70 号）の施行日（令和 5 年 6 月 16 日）において当該各号のいずれかに該当するものに限る。）に係る第二種交付金

（参考 3）施行規則第 40 条の 8 の 5 第 2 項（抜粋）

- 一 当該単位区域における電気通信回線設備の規模が第四十条の六の二第二項に規定する規模が（注 100 分の 50）を超えない場合
- 二 当該単位区域において設置される第二号基礎的電気通信役務の提供に係る電気通信回線設備を所有する者が地方公共団体である場合

- ① 該当する単位区域として第二種適格電気通信事業者から届出があった担当支援区域は、いずれの者においても第二号基礎的ＦＴＴＨアクセスサービスに係るもののみである。該当する単位区域として届出があった単位区域数は次の表１のとおり。

また、該当する単位区域として届出があった担当支援区域における放送役務と共用している回線数（定等規則第１５条第６項、同第１６条第３項関係）は次の表２のとおり。

表１ 算定等規則第５条第１項第二号ロにより算定される単位区域として届出があった担当支援区域数

	算定等規則第 5 条第 1 項第二号ロの単位区域数 （ＦＴＴＨアクセスサービスに係る単位区域）		計
	算定等規則第 15 条第 2 項第二号のイ、ロの別		
	イ 施行規則第 40 条の 8 の 5 第 2 項第一号に該 当する単位区域	ロ 施行規則第 40 条の 8 の 5 第 2 項第二号に該 当する単位区域	
ＮＴＴ東日本株式会社	4 9	5 5 3	6 0 2
ＮＴＴ西日本株式会社	5 9	1 0 5	1 6 4
株式会社ＺＴＶ	8	7	1 5
計	1 1 6	6 6 5	7 8 1

表２ 算定等規則第５条第１項第二号ロにより算定される単位区域として届出があった担当支援区域における放送役務と共用している回線数

	右の回線以外の回線数	放送役務と共用している 回線数	計
ＮＴＴ東日本株式会社	委員限り		１４，４３１
ＮＴＴ西日本株式会社			８，５９２
株式会社ＺＴＶ			２３２
計			２３，２５５

- ② ＮＴＴ東日本株式会社、ＮＴＴ西日本株式会社及び株式会社ＺＴＶについて、算定等規則第５条第１項第二号ロにより、第二種適格電気通信事業者ごとに同規則第７条にしたがって同規則第１４条から第１６条までの規定により算定した担当支援区域ごとの原価から、それぞれ同規則第１７条の規定により算定した当該担当支援区域ごとの収益の額を控除した額（その額が０以下の場合は０）を合計して算定した。

なお、地方公共団体が所有する電気通信設備を用いて提供される第二号基礎的電気通信役務は考慮していない（算定等規則第５条第５項）。

算定の詳細は別紙のとおり。

(4) 第二号基礎的電気通信役務収支表の第二表との比較

(2) から (3) までによって算定した N T T 東日本株式会社、N T T 西日本株式会社及び株式会社 Z T V の算定額は、いずれも各社の第二号基礎的電気通信役務収支表の第二表における役務ごとの営業費用の額から営業収益の額をそれぞれ控除して得た額（【別表 2－2】）を超えていないため、その合計額（各下線の額）をもってそれぞれ交付金の額とした（算定等規則第 5 条第 4 項）。

・ N T T 東日本株式会社	<u>6 5 1, 5 9 8, 1 2 1 円</u>	<	6, 3 1 4, 7 4 0, 8 8 4 円
・ N T T 西日本株式会社	<u>5 7 6, 7 2 0, 4 0 8 円</u>	<	3, 8 9 0, 4 9 7, 8 6 4 円
・ 株式会社 Z T V	<u>1, 8 6 4, 3 8 9 円</u>	<	2 6, 0 2 3, 6 1 4 円

（参考 4）算定等規則第 5 条第 4 項

前三項の規定により算定する額の役務ごとの合計額は、当該合計額が第二号基礎的電気通信役務収支表の第二表における役務ごとの費用の額から収益の額をそれぞれ控除して得た額を超えるときは、当該各項の規定にかかわらず、役務ごとにそれぞれ当該控除して得た額に満たない額とする。

なお、いずれの第二種適格電気通信事業者も令和 8 年 3 月 31 日に第二種適格電気通信事業者に指定されているので、算定等規則第 19 条は適用されない。

2 交付方法

(1) 交付手段

第二種交付金の交付は銀行振込により行うものとする。

第二種交付金の銀行振込手数料は、同交付金を交付する支援機関（電気通信事業法第 106 条の規定により総務大臣から基礎的電気通信役務支援機関として指定された一般社団法人である当協会をいう。）が負うものとする。

(2) 第二種交付金の通知

算定等規則第 25 条第 1 項の規定に基づき総務大臣が高速データ伝送役務提供事業者ごとに算出する第二種負担金の額の対象となる算定対象回線数（令和 9 年 3 月末の回線数）を支援機関が受領してから 2 週間以内に第二種交付金の交付対象である各第二種適格電気通信事業者に対して、当該事業者に交付する上記 1 の第二種交付金の額を通知する。

(3) 第二種交付金の交付期限

上記 (2) の通知から 40 日を経過した後の最初の営業日まで

(4) 第二種交付金の交付の特例

① 第二種交付金の交付期限までに算定等規則第 22 条 1 項に規定する事由が生じた場合は、

同項の規定に基づき上記 1 の交付金の額を減額することができることとする。

この場合において、事由発生日以降に納付すべきであった第二種負担金の額の全部又は一部が納付されたときは、当該納付された額を算定等規則第 22 条 2 項の規定により按分した額のうち第二種交付金の額となるべき額に対応する額を、第二種交付金として速やかに第二種適格電気通信事業者ごとに交付することとする。

- ② ①の場合において、前段の減額することができる額又は後段の第二種交付金として交付する額は、算定等規則第 22 条 3 項の規定により算定することとする。

算定した二以上の第二種適格電気通信事業者のそれぞれに交付すべき第二種交付金の額に 1 円未満の端数があるときは当該端数を四捨五入することとし、その結果交付すべき額の合計額が不足する場合には、交付すべき額が最も大きな第二種適格電気通信事業者に対して交付すべき額から当該不足分を減ずることで調整することとする。

(5) 第二種交付金の交付に係る銀行口座のセキュリティ対策

支援機関の第二種交付金の交付に係る銀行口座については、以下のセキュリティ対策を講じるものとする。

- ① 決済性預金口座とし、預金額が全額保障されているものであることを確認する。
- ② 当該口座からの振込先を各第二種適格電気通信事業者及び支援業務経費用の口座に限定する。
- ③ 振込手続きに係るシステム操作の認証を強化することとし、予め特定された者による認証操作を要するものとする。
- ④ 預金通帳を隔離し、現金引出しを困難とする。
- ⑤ ネットバンクシステムを活用し、口座管理の迅速性を確保する。

算定の詳細

I. 原価の算定

1. 設備管理部門(算定等規則第13条)の原価の算定

担当支援区域ごとの第二号基礎的F T T Hアクセスサービスに係る次のAとBの額の合計額

A 次のB以外の設備の場合 $aA + bA + cA + dA$ (第14条第2項)

B 放送役務と共用している設備の場合
 $(aB + bB + cB + dB) \times 2/3$ ※ (第15条第6項)

a: 第14条第2項第一号 施設保全費等 $(=aA + aB \times 2/3)$

b: 同 第二号 更新した設備の減価償却費 $(=bA + bB \times 2/3)$

c: 同 第三号 他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税
 $(=cA + cB \times 2/3)$

d: 同 第四号 その他既に設置されている設備に係る費用
 $(=dA + dB \times 2/3)$

(1) 上記aの施設保全費等は以下のとおり算定されている。

- ① 原価の届出があった算定等規則第15条第2項第一号イ又はロに該当する単位区域は、いずれも令和7年度末までにおいて特別支援区域として指定されていたため、これらの単位区域については、同イ又はロ(1)の規定にかかわらず、電気通信事業法の一部を改正する法律(令和4年法律第72号)の施行の日(令和5年6月16日)の翌日以後に第二号基礎的電気通信役務を提供するために新たに設置した、又は所有者であった地方公共団体から譲り受けた電気通信設備に係る費用を算定している(算定等規則附則第2項)。
- ② 除却損又は撤去費用は原価として算定していない(第15条第2項第二号)。
- ③ 第二号基礎的F T T Hアクセスサービスの提供に必要なとなる收容ルータに係る費用は原価として算定していない(第15条第2項第三号)。
- ④ 上記aの計算において乗じる係数(第14条第2項第一号)に用いた接続約款における設備管理運営費比率(第15条第2項第四号)は次のとおり。

(2) 上記bの更新した設備の減価償却費は、該当する設備がなかったため原価として算定していない。

(3) 上記cの他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の額の計算は、第15条第4項の規定によっている。

(4) 上記dの既に設置されている設備に係る費用の計算は、第14条第2項第四号の規定によっている(総務大臣が認可した接続約款における接続料その他これに類する単価を用いて計算している)。

- (5) 電気通信設備を維持管理するための費用として地方公共団体から補助金その他の給付金の交付を受けている場合は、当該給付金の額を控除している（第15条第5項関係）。

2. 算定等規則第16条（設備利用部門）の原価の算定

担当支援区域ごとの第二号基礎的F T T Hアクセスサービスに係る次のCとDの額の合計額

C （次のDの設備以外の設備の場合） $e \times f$ （第16条第2項）

D （放送役務と共用している設備の場合） $e \times g \times 2 \div 3$ ※ （第16条第3項）

e: 全国平均利用部門原価

令和7年度における第二号基礎的電気通信役務の販売その他の電気通信事業に属する活動（第二号基礎的電気通信役務の提供に用いる電気通信設備の管理運営を除く。）に必要な費用（広告又は宣伝に係る費用を除き、算定等規則別表第四に掲げる電気通信設備及びこの附属設備等に対応する収益を得るために必要な費用に限る。）を平均回線数（※）で除した額（第16条第2項）

※令和7年度末の回線数と令和6年度末の回線数の合計を2で除して得た値

f: g以外の回線数

g: 放送役務と共用している回線数

- (1) 上記eの額の計算は、第16条第2項の規定によっている。
- (2) 上記f及びgの回線数は、第16条第2項の規定によっている（第9条第3項の規定により記録した該当する担当支援区域における該当する回線数と同数である）。

Ⅱ. 収益額の算定

担当支援区域ごとの第二号基礎的F T T Hアクセスサービスに係る次のE、F及びGの額の合計額（第17条第2項第一号）

E （次のFの設備以外の設備の場合） $h \times f$ （第17条第2項第一号）

F （放送役務と共用している設備の場合） $h \times g \times 2 \div 3$ ※ （第17条第2項第二号）

h: 全国平均収益額

令和7年度における第二号基礎的FTTHアクセスサービスの収益の額（算定等規則別表第四に掲げる電気通信設備及びこの附属設備等に対応する部分に限る。）を上記平均回線数で除して得た額

G 担当支援区域において自ら所有する第二号基礎的電気通信役務の提供に用いる海底ケーブル又は陸揚局を他の電気通信事業者又は電気通信事業以外の事業を営む事業者を使用させることにより第二号基礎的電気通信役務の提供に係る収益以外の収益を得ているときは、当該収益の額（第17条第2項第三号）

- (1) 上記hの額の計算は、第17条第2項第1号の規定によっている。

※ 電気通信役務及び放送役務の提供による設備の共用の態様が芯線を共用するものでない電気通信回線については、 $1 \div 2$ とする（第11条第1項第一号）

（参照）次頁 第七条式による交付金の額の算定

第七条式による交付金の額の算定

	NTT東日本株式会社	NTT西日本株式会社	株式会社ZTV
I. 原価 $A+B+C+D$	委員限り		
算定等規則第14条（設備管理部門）の原価 $A+B$			
<p>A： 次のB以外の設備の場合 $a_A + b_A + c_A + d_A$（第14条第2項）</p> <p>B： 放送役務と共用している設備の場合 $a_B + b_B + c_B + d_B$（第15条第6項）</p> <p>a： 施設保全費等（第14条第2項第一号）</p> <p>b： 更新した設備の減価償却費（第14条第3項第二号）、除却費／撤去費用（第15条第2項第三号）</p> <p>c： 他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税（第14条第2項第三号）</p> <p>d： その他既に設置されている設備に係る費用（第14条第2項第四号）</p>			
算定等規則第16条（設備利用部門）の原価 $C+D$			
<p>C： $e \times f$（第2項）</p> <p>D： $e \times g \times 2 / 3$（第3項）</p> <p>e： 前事業年度における電気通信事業に属する活動に必要な費用を平均回線数で除した額</p> <p>f： 当該担当支援区域における回線数のうちg以外の回線数</p> <p>g： 当該担当支援区域における回線数のうち放送役務と共用している回線数（第3項）</p>			
II. 収益の額（算定等規則第17条） $E+F+G$			
<p>E： $h \times f$（第一号）</p> <p>F： $h \times g \times 2 / 3$（第二号）</p> <p>h： 全国平均収益額</p> <p>G： 海底ケーブル又は陸揚局を使用させることによる第二号基礎的電気通信役務の提供以外の収益の額（第三項）</p>			
I－II. 交付金の額	651,598,121 円	576,720,408 円	1,864,389 円

（注）端数のため合計（単位支援区域ごとに足し上げた額）と表の内訳が合わない場合がある。

令和 9 年度第二種交付金の額とその内訳

交付対象となる第二種適格電気通信事業者 算定方法(第5条第1項)	交付金の額 算定した額(円)	説明箇所
N T T 東日本株式会社	651,598,121 円	
第一号(一般支援区域)	—	申請書本文1(1)
第二号(特別支援区域)	651,598,121	
イ(次の口を除く単位区域)	0	申請書本文1(2)
ロ(施行規則第40条の8の5第2項第二号の単位区域)	651,598,121	申請書本文1(3) 別紙 算定の詳細
N T T 西日本株式会社	576,720,408 円	
第一号(一般支援区域)	—	申請書本文1(1)
第二号(特別支援区域)	576,720,408	
イ(次の口を除く単位区域)	0	申請書本文1(2)
ロ(施行規則第40条の8の5第2項第二号の単位区域)	576,720,408	申請書本文1(3) 別紙 算定の詳細
株式会社 Z T V	1,864,389 円	
第一号(一般支援区域)	—	申請書本文1(1)
第二号(特別支援区域)	1,864,389	
イ(次の口を除く単位区域)	0	申請書本文1(2)
ロ(施行規則第40条の8の5第2項第二号の単位区域)	1,864,389	申請書本文1(3) 別紙 算定の詳細
合計	1,230,182,918 円	
第一号(一般支援区域)	—	
第二号(特別支援区域)	1,230,182,918	
イ(次の口を除く単位区域)	0	
ロ(施行規則第40条の8の5第2項第二号の単位区域)	1,230,182,918	

【別表 2】

【別表 2－1】第二種適格電気通信事業者の第二号基礎的電気通信役務の収支（第一表）の概要

第二種適格 電気通信 事業者	役務の細目	営業費用①（円）	営業収益②（円）	①－②（円）
N T T 東日本 株式会社	F T T Hアクセス	360,585,196,263	527,848,902,181	△ 167,263,705,918
	C A T Vアクセス	—	—	—
	合計	360,585,196,263	527,848,902,181	△ 167,263,705,918
N T T 西日本 株式会社	F T T Hアクセス	307,388,222,526	392,427,949,897	△ 85,039,727,371
	C A T Vアクセス	—	—	—
	合計	307,388,222,526	392,427,949,897	△ 85,039,727,371
株式会社 Z T V	F T T Hアクセス	4,063,209,899	5,283,831,624	△ 1,220,621,725
	C A T Vアクセス	—	—	—
	合計	4,063,209,899	5,283,831,624	△ 1,220,621,725

【別表 2－2】第二種適格電気通信事業者の全ての担当支援区域における第二号基礎的電気通信役務の提供に要すると見込まれる費用の額等の概要

第二種適格 電気通信 事業者	役務の細目	全ての担当支援区域における第二号基礎的電気通信役務の提供に要すると見込まれる費用の額①（円）	全ての担当支援区域における第二号基礎的電気通信役務の提供により生ずると見込まれる収益の額②（円）	①－②（円）
N T T 東日本 株式会社	F T T Hアクセス	15,436,945,276	9,122,204,392	6,314,740,884
N T T 西日本 株式会社	F T T Hアクセス	9,028,437,008	5,137,939,144	3,890,497,864
株式会社 Z T V	F T T Hアクセス	335,280,522	309,256,908	26,023,614

第二号基礎的電気通信役務収支表

事業者名 NTT西日本株式会社

2025年4月 1日から
2026年3月31日まで

資料①

(単位 円)

第1表 第14条の3第1項第1号、第2号及び第3号に掲げるもの

役務の細目	営業収益	営業費用			営業利益	摘要
			うち設備管理部門費用	うち設備利用部門費用		
1 第14条の3第1項第1号に掲げるもの	392,427,949,897	307,388,222,526	207,999,826,794	99,388,395,732	85,039,727,371	-
2 第14条の3第1項第2号に掲げるもの	-	-	-	-	-	-
3 第14条の3第1項第3号に掲げるもの	-	-	-	-	-	-
合 計	392,427,949,897	307,388,222,526	207,999,826,794	99,388,395,732	85,039,727,371	-

注1 設備管理部門とは、第二号基礎的電気通信役務の提供に用いる電気通信設備及びその管理運営（開発、計画、設置、運用、保守、撤去及びその他の活動並びにこれらに付随する活動をいう。この様式において同じ。）に必要な資産及び費用並びに当該電気通信設備との接続及び当該電気通信設備の提供に関連する収益を整理するために設定される会計単位をいう。

2 設備利用部門とは、第二号基礎的電気通信役務の販売その他の電気通信事業に属する活動（第二号基礎的電気通信役務の提供に用いる電気通信設備及びその管理運営を除く。）に必要な資産及び費用並びに当該活動に関連する収益を整理するために設定される会計単位をいう。

3 第二号基礎的電気通信役務と第二号基礎的電気通信役務以外の電気通信役務とに関連する費用については、第40条の5の3第2項各号の表に掲げる基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの役務に配賦しなければならない。当該基準によつて配賦することが著しく困難なときは、その全部を主たる関連を有する役務に整理することができる。

4 2以上の細目の電気通信役務に関連する費用については、第40条の5の3第2項各号の表に掲げる基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの役務に配賦しなければならない。当該基準によつて配賦することが著しく困難なときは、その全部を主たる関連を有する役務に整理することができる。

第2表 第二種適格電気通信事業者の全ての担当支援区域における第二号基礎的電気通信役務の提供に要すると見込まれる費用の額等

役務の細目	(1) 全ての担当支援区域における第二号基礎的電気通信役務の提供に要すると見込まれる費用の額	(2) 全ての担当支援区域における第二号基礎的電気通信役務の提供により生ずると見込まれる収益の額	(3) (1)から(2)を減じた額
1 第14条の3第1項第1号に掲げるもの	9,028,437,008	5,137,939,144	3,890,497,864
2 第14条の3第1項第2号に掲げるもの	-	-	-
3 第14条の3第1項第3号に掲げるもの	-	-	-
合 計	9,028,437,008	5,137,939,144	3,890,497,864

注1 電気通信事業者が法第110条の3第1項の規定による指定を受けようとする場合には、この表は不要とする。

2 (1)の欄は、第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則（令和7年総務省令第16号）第5条第1項第2号ロに掲げる特別支援区域を同号イに掲げる特別支援区域とみなし、同令第9条第3項括弧書の規定を適用しないで同令第6条の規定に基づき算定した同条に掲げる原価の合計額を記載すること。

3 (2)の欄は、第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則第5条第1項第2号ロに掲げる特別支援区域を同号イに掲げる特別支援区域とみなし、同令第9条第3項括弧書の規定を適用しないで同令第6条の規定に基づき算定した、第40条の8の4第2号の規定に基づき総務大臣が告示する額に12を乗じた値に同令第6条各号に掲げる値を乗じて得た額を記載すること。

第二号基礎的電気通信役務収支表に関する注記

(注)1. 第二号基礎的電気通信役務収支表の作成基準
本第二号基礎的電気通信役務収支表は、電気通信事業会計規則（昭和60年郵政省令第26号）、及び第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則（令和7年 総務省令第 16号）に基づき、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）第40条の5の2の定めにより総務大臣に提出するために作成しております。

2. 電気通信役務に関連する収益及び費用の配賦基準
電気通信役務に関連する収益及び費用の配賦基準については、電気通信事業会計規則（昭和60年郵政省令第26号）、及び電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）第40条の5の2第1項第4号の定めにより総務大臣に提出する基準に準拠して、それぞれの役務に配賦しております。

第二号基礎的電気通信役務収支表

事業者名 NTT東日本株式会社

2025年4月 1日から
2026年3月31日まで

(単位 円)

第1表 第14条の3第1項第1号、第2号及び第3号に掲げるもの

役務の細目	営業収益		営業費用		営業利益	摘要
			うち設備管理部門費用	うち設備利用部門費用		
1 第14条の3第1項第1号に掲げるもの	527,848,902,181	360,585,196,263	247,228,591,795	113,356,604,468	167,263,705,918	-
2 第14条の3第1項第2号に掲げるもの	-	-	-	-	-	-
3 第14条の3第1項第3号に掲げるもの	-	-	-	-	-	-
合 計	527,848,902,181	360,585,196,263	247,228,591,795	113,356,604,468	167,263,705,918	-

- 注1 設備管理部門とは、第二号基礎的電気通信役務の提供に用いる電気通信設備及びその管理運営(開発、計画、設置、運用、保守、撤去及びその他の活動並びにこれらに付随する活動をいう。この様式において同じ。)に必要な資産及び費用並びに当該電気通信設備との接続及び当該電気通信設備の提供に関連する収益を整理するために設定される会計単位をいう。
- 2 設備利用部門とは、第二号基礎的電気通信役務の販売その他の電気通信事業に属する活動(第二号基礎的電気通信役務の提供に用いる電気通信設備及びその管理運営を除く。)に必要な資産及び費用並びに当該活動に関連する収益を整理するために設定される会計単位をいう。
- 3 第二号基礎的電気通信役務と第二号基礎的電気通信役務以外の電気通信役務とに関連する費用については、第40条の5の3第2項各号の表に掲げる基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの役務に配賦しなければならない。当該基準によって配賦することが著しく困難なときは、その全部を主たる関連を有する役務に整理することができる。
- 4 2以上の細目の電気通信役務に関連する費用については、第40条の5の3第2項各号の表に掲げる基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの役務に配賦しなければならない。当該基準によって配賦することが著しく困難なときは、その全部を主たる関連を有する役務に整理することができる。

第2表 第二種適格電気通信事業者の全ての担当支援区域における第二号基礎的電気通信役務の提供に要すると見込まれる費用の額等

役務の細目	(1) 全ての担当支援区域における第二号基礎的電気通信役務の提供に要すると見込まれる費用の額	(2) 全ての担当支援区域における第二号基礎的電気通信役務の提供により生ずると見込まれる収益の額	(3) (1)から(2)を減じた額
1 第14条の3第1項第1号に掲げるもの	15,436,945,276	9,122,204,392	6,314,740,884
2 第14条の3第1項第2号に掲げるもの	-	-	-
3 第14条の3第1項第3号に掲げるもの	-	-	-
合 計	15,436,945,276	9,122,204,392	6,314,740,884

- 注1 電気通信事業者が法第110条の3第1項の規定による指定を受けようとする場合には、この表は不要とする。
- 2 (1)の欄は、第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則(令和7年総務省令第16号)第5条第1項第2号ロに掲げる特別支援区域を同号イに掲げる特別支援区域とみなし、同令第9条第3項括弧書の規定を適用しないで同令第6条の規定に基づき算定した同条に掲げる原価の合計額を記載すること。
- 3 (2)の欄は、第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則第5条第1項第2号ロに掲げる特別支援区域を同号イに掲げる特別支援区域とみなし、同令第9条第3項括弧書の規定を適用しないで同令第6条の規定に基づき算定した、第40条の8の4第2号の規定に基づき総務大臣が告示する額に12を乗じた値に同令第6条各号に掲げる値を乗じて得た額を記載すること。

第二号基礎的電気通信役務収支表に関する注記

(注)1. 第二号基礎的電気通信役務収支表の作成基準

- 本第二号基礎的電気通信役務収支表は、電気通信事業会計規則(昭和60年郵政省令第26号)、及び第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則(令和7年 総務省令第 16号)に基づき、電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)第40条の5の2の定めにより総務大臣に提出するために作成しております。
2. 電気通信役務に関連する収益及び費用の配賦基準
- 電気通信役務に関連する収益及び費用の配賦基準については、電気通信事業会計規則(昭和60年郵政省令第26号)、及び電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)第40条の5の2第1項第4号の定めにより総務大臣に提出する基準に準拠して、それぞれの役務に配賦しております。

様式第 38 の 2 の 3(第 40 条の 4 の 5 第 1 項第 2 号、第 40 条の 5 の 2 第 1 項第 2 号関係) 資料③
第二号基礎的電気通信役務収支表

事業者名 株式会社 Z T V

2024 年 7 月 1 日から
2025 年 6 月 30 日まで
(単位 円)

第 1 表 第 14 条の 3 第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号に掲げるもの

役務の細目	営業収益	営業費用			営業利益	摘要
			うち設備管理 部門費用	うち設備利用 部門費用		
1 第 14 条の 3 第 1 項 第 1 号に掲げるもの	5,283,831,624	4,063,209,899	2,649,431,581	1,413,778,318	1,220,621,725	
2 第 14 条の 3 第 1 項 第 2 号に掲げるもの						
3 第 14 条の 3 第 1 項 第 3 号に掲げるもの	47,351,320	305,595,609	293,024,437	12,571,172	△ 258,244,289	
合 計	5,331,182,944	4,368,805,508	2,942,456,018	1,426,349,490	962,377,436	

注記 1 第二号基礎的電気通信役務収支表の作成基準
本第二号基礎的電気通信役務収支表は、電気通信事業法施行規則（昭和 60 年 郵政省令第 5 号）及び第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則（令和 7 年 総務省令第 16 号）に基づいて作成している。

2 第二号基礎的電気通信役務に関連する収益及び費用の配賦基準
第二号基礎的電気通信役務に関連する収益及び費用の配賦基準については、電気通信事業法施行規則第 40 条の 5 の 3 第 2 項各号の表に掲げる基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの役務に配賦している。

第2表 第二種適格電気通信事業者の全ての担当支援区域における第二号基礎的電気通信役務の提供に要すると見込まれる費用の額等

役務の細目	(1) 全ての担当支援区域における第二号基礎的電気通信役務の提供に要すると見込まれる費用の額	(2) 全ての担当支援区域における第二号基礎的電気通信役務の提供により生ずると見込まれる収益の額	(3) (1)から(2)を減じた額
1 第14条の3第1項第1号に掲げるもの	335,280,522	309,256,908	26,023,614
2 第14条の3第1項第2号に掲げるもの	0	0	0
3 第14条の3第1項第3号に掲げるもの	0	0	0
合計	335,280,522	309,256,908	26,023,614

第3表 交付金等

	営業収益	営業費用	営業利益	摘要
1 交付金	0	0	0	
2 負担金	0	0	0	
計	0	0	0	

第二種負担金の額及び徴収方法認可申請書

TCA支-B023

令和8年10月20日

総務大臣

藤井 比早之 殿

郵便番号

1 0 1 - 0 0 5 2

とうきょうとちよだくかんだおがわまちいっちょうめ

住所

東京都千代田区神田小川町一丁目10

興信ビル2F

いっぱんしゃだんほうじんでんきつうしんじぎょうしゃきょうかい

名称及び代表者の氏名 一般社団法人電気通信事業者協会

かいちょう みやかわ じゅんいち

会長 宮川 潤一

電気通信事業法第 110 条の 5 第 2 項において準用する同法第 110 条第 2 項の規定により、第二種負担金の額及び徴収方法の認可を受けたいので、次のとおり申請します。

1 第二種負担金の額

(1) 高速度データ伝送役務提供事業者

別表の91事業者（令和8年10月現在）

(2) 高速度データ伝送役務提供事業者ごとの第二種負担金の額

① 第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則（令和7年総務省令第16号。以下「算定等規則」という。）第3条の規定に基づく認可申請書（TCA支-B022（令和8年10月20日）（以下「3条許可申請書」という。（資料1））別紙中1①及び総務省告示第316号（令和7年9月12日）第2条の規定にしたがって、高速度データ伝送役務提供事業者ごとに算定する次の額とする。

$$\text{令和8年度の申請単価} \quad 6 \text{円/回線} \quad \times \quad \left[\begin{array}{l} \text{令和9年3月末における高速度データ} \\ \text{伝送役務提供事業者の算定対象回線数} \\ \text{(注)} \end{array} \right]$$

(注) 算定等規則第 25 条第 1 項の規定により総務大臣から支援機関に通知される令和 9 年 3 月末の算定対象回線数（電気通信事業報告規則（昭和 63 年郵政省令第 46 号）第

9 条の規定により各高速度データ伝送役務提供事業者が総務大臣に報告する令和 9 年 3 月末における回線数)。

- ② ①の額が当該高速度データ伝送役務提供事業者の算定対象収益の額に占める割合が 100 分の 3 (電気通信事業法施行令 (昭和 60 年 4 月 1 日政令第 75 条) 第 5 条の 2 第 2 項) を超える場合は、当該算定対象収益の額に 100 分の 3 を乗じて得た額とする (電気通信事業法第 110 条の 5 第 1 項、算定等規則第 24 条第 3 項)。

当該算定対象収益の額に 100 分の 3 を乗じて得た額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする。

- (3) 高速度データ伝送役務提供事業者の算定対象収益の額の算定方法
算定等規則第 27 条で定められた算定方法によっている。

2 徴収方法

令和 9 年度の第二種負担金は、高速度データ伝送役務提供事業者ごとに上記 1 (2) により算定した額を年に 1 回徴収することとする (3 条許可申請書資料 1 中 2①のとおり)。

(1) 納付手段

- ① 第二種負担金の納付は、銀行振込により行うものとする。
② 第二種負担金の振込手数料の負担は、第二種負担金を納付する高速度データ伝送役務提供事業者が負うものとする。

(2) 第二種負担金額の通知

高速度データ伝送役務提供事業者 (納付すべき第二種負担金の額が 0 円の事業者を除く。) に対し、第二種負担金額を通知する。

① 通知の時期

算定等規則第 25 条第 1 項の規定に基づき総務大臣が高速度データ伝送役務提供事業者ごとに算出する第二種負担金の額の対象となる算定対象回線数 (令和 9 年 3 月末の回線数) を支援機関が受領してから 2 週間以内

② 通知する事項

- ア 各高速度データ伝送役務提供事業者の第二種負担金の額
イ 第二種負担金の納付期限
ウ 第二種負担金を納付する口座名義・口座番号

(3) 第二種負担金の納付期限

上記 (2) ①の通知の日の翌日から一月を経過した後の最初の営業日まで。

(4) 延滞金の納付

納付期限までに第二種負担金が納付されない場合は、納付期限の翌日から納付する日までの日数につき1万分の4の割合を乗じた延滞金を請求するものとする（電気通信事業法第110条の5第2項の規定において読み替えて準用する同法第110条第5項。電気通信事業法施行令（昭和64年4月1日政令第75号第30条））。

(5) 第二種負担金の徴収に係る銀行口座のセキュリティ対策

支援機関の第二種負担金の徴収に係る銀行口座については、以下のセキュリティ対策を講じるものとする。

- ① 決済性預金口座とし、預金額が全額保障されているものであること。
- ② 当該口座からの振込先を各高速度データ伝送役務提供事業者及び支援業務経費用の口座に限定する。
- ③ 振込手続きに係るシステム操作の認証を強化する（予め特定された者による認証操作を要するものとする。）。
- ④ 預金通帳を隔離し、現金引出しを困難とする。
- ⑤ ネットバンクシステムを活用し、口座管理の迅速性を確保する。

3 第二種支援業務に係る経理の状況

別紙3のとおり。

令和 8 年度の申請単価について

令和 8 年度の申請単価は、「第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則第 3 条の規定に基づく認可申請書」(TCA 支-B022 (令和 8 年 10 月 20 日))(以下「3 条認可申請書」という。(資料 1)) 及び総務省告示第 316 号(令和 7 年 9 月 12 日)(以下「回線単価告示」という。)第 2 条及び附則第 2 項により次の式を用いて算定した。

第二種支援業務見込費用 (A)

(1, 165, 803, 829 円)

= 6 円/回線 (5. 4336 円)

合計算定対象回線数 (B)

(1 円未満端数切り上げ)

(214, 554, 361 回線)

$$A = a_1 + a_2 - a_3 = 1, 165, 803, 829 \text{ 円}$$

a_1 : 令和 9 年度に交付することが見込まれる第二種交付金の総額

= 1, 230, 182, 918 円

a_2 : 令和 9 年度の第二種交付金の交付及びこれに附帯する業務に要することが見込まれる費用の額(支援業務費)(別紙 2)

= 95, 908, 373 円

a_3 : 令和 8 年度徴収過不足見込額 = 160, 287, 462 円

令和 8 年度の申請単価(2 円)に同年度の合計算定対象回線数(224, 674, 290 回線)を乗じた額から令和 8 年度の第二種交付金(148, 660, 118 円)と同年度の支援業務費(140, 401, 000 円)を差し引いた額

$$B = \text{回線単価告示第 2 条の合算算定対象回線数} = 214, 554, 361 \text{ 回線}$$

第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則規則(令和 7 年総務省令第 16 号)第 25 条第 2 項の規定により総務大臣が算定し、総務大臣通知書(総基促第 109 号(令和 8 年 9 月 4 日))(資料 2)により支援機関あて通知された回線数。3 条許可申請書の資料 1 中 1②及び 2①により、同規則第 24 条第 1 項第二号及び同規則附則第 3 項にかかわらずこの回線数を合算算定対象回線数として用いる。

(参考) 総務省告示第 316 号 (令和 7 年 9 月 12 日) (抄)

第 2 条 申請単価は、第二種支援業務見込費用 (第二種負担認可の申請の日が属する事業年度の翌事業年度に交付することが見込まれる第二種交付金の総額並びにその交付及びこれに附帯する業務に要することが見込まれる費用の額を合計した額をいう。以下同じ。) から次項に定める前年度徴収過不足見込額を減じた額 (同項において「徴収必要見込額」という。) を合計算定対象回線数 (第二号算定等規則第二十四条第一項第二号 (第二号算定等規則附則第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。) に掲げる値をいう。以下同じ。) で除して得た額に、一円未満の端数があるときは、その端数を切り上げる方法により算定する。

(以下略)

- 2 前項に規定する前年度徴収過不足見込額は、同項の第二種負担認可の申請の日が属する事業年度の前事業年度における第二種負担認可の申請に係る申請単価に当該申請に係る合計算定対象回線数を乗じた額から当該申請に係る徴収必要見込額を減ずる方法により算定する。

支援業務に係る費用の算定方法及びその算定結果

1. 算定方法

支援機関の運営に必要な人員に係る人件費、複写経費・備品借料等に係る物件費及び第二号基礎的電気通信役務制度の周知に必要な新聞広告・パンフレット作成・コールセンター委託等の支援業務に係る費用から算出。

2. 算定結果

具体的な支援業務に係る費用額は、次のとおり。

区 分		金 額
(7) 支援機関の 運営費用	(a) 人件費	38,189,000 円
	(b) 物件費等	23,387,000 円
	(c) 小計	61,576,000 円
(イ) 周知費用	(a) 新聞広告・パンフレット作成費等	46,680,000 円
	(b) コールセンター委託費	13,818,000 円
	(c) 小計	60,498,000 円
(ウ) 合計		122,074,000 円

区 分	金 額
(1) 当年度費用額	122,074,000 円
(2) 前期繰越収支差額	26,165,627 円
(3) 差額〔＝(1)－(2)〕	95,908,373 円

収 支 計 算 書 (資金ベース)

(別紙3)

基礎的電気通信役務支援機関業務会計

(第二号基礎的電気通信役務に関するもの)

令和7年4月1日～令和8年3月31日

(単位:円)

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異	備考
I 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
(1) 負 担 金 収 入	0	0	0	
(2) 雑 収 入	0	11,061	△ 11,061	
事業活動収入計	0	11,061	△ 11,061	
2. 事業活動支出				
(1) 事業費支出	187,759,000	92,844,143	94,914,857	
役員報酬支出	3,110,000	3,110,400	△ 400	
給料手当支出	38,245,000	31,863,963	6,381,037	
福利厚生費支出	5,250,000	4,547,928	702,072	
会議費支出	105,000	58,860	46,140	
旅費交通費支出	1,914,000	950,632	963,368	
通信運搬費支出	496,000	147,355	348,645	
備品費支出	828,000	943,457	△ 115,457	
消耗品費支出	232,000	227,765	4,235	
印刷製本費支出	50,000	3,892	46,108	
光熱水料費支出	228,000	242,846	△ 14,846	
賃借公益費支出	3,999,000	3,999,156	△ 156	
図書費支出	20,000	0	20,000	
諸謝金支出	3,179,000	1,582,586	1,596,414	
租税公課支出	30,000	25,200	4,800	
周知広報費支出	126,142,000	44,535,044	81,606,956	
支払利息支出	3,871,000	591,777	3,279,223	
雑支出	60,000	13,282	46,718	
事業活動支出計	187,759,000	92,844,143	94,914,857	
事業活動収支差額	△ 187,759,000	△ 92,833,082	△ 94,925,918	
II 投資活動収支の部				
1. 投資活動収入				
(1) 特定資産取崩収入				
投資活動収入計	0	0	0	
2. 投資活動支出				
(1) 特定資産取得支出				
退職給付引当資産取得支出	1,642,000	1,001,291	640,709	
(2) 固定資産取得支出				
什器備品購入支出	8,000,000	0	8,000,000	
投資活動支出計	9,642,000	1,001,291	8,640,709	
投資活動収支差額	△ 9,642,000	△ 1,001,291	△ 8,640,709	
III 財務活動収支の部				
1. 財務活動収入				
(1) 借入金収入	197,401,000	120,000,000	77,401,000	
財務活動収入計	197,401,000	120,000,000	77,401,000	
2. 財務活動支出				
(1) 借入金返済支出	0	0	0	
財務活動支出計	0	0	0	
財務活動収支差額	197,401,000	120,000,000	77,401,000	
当期収支差額	0	26,165,627	△ 26,165,627	
前期繰越収支差額	0	0	0	
次期繰越収支差額	0	26,165,627	△ 26,165,627	

(別表)

令和9年度負担事業者一覧

令和8年10月現在 91者（五十音順）

	事業者名
1	株式会社秋田ケーブルテレビ
2	アルテリア・ネットワークス株式会社
3	株式会社いちほらケーブルテレビ
4	イツ・コミュニケーションズ株式会社
5	射水ケーブルネットワーク株式会社
6	I n t e l s a t I n f l i g h t S w i t z e r l a n d G m b H
7	宇都宮ケーブルテレビ株式会社
8	株式会社S T N e t
9	株式会社エヌ・シー・ティ
10	株式会社N T T ドコモ
11	N T T ドコモビジネス株式会社
12	N T T 西日本株式会社
13	N T T 東日本株式会社
14	N T T メディアサプライ株式会社
15	株式会社エネコム
16	株式会社愛媛C A T V
17	エルシーブイ株式会社
18	株式会社大垣ケーブルテレビ
19	O T N e t 株式会社
20	沖縄セルラー電話株式会社
21	株式会社オブテージ
22	金沢ケーブル株式会社
23	株式会社キャッチネットワーク
24	九州テレ・コミュニケーションズ株式会社
25	株式会社Q T n e t
26	近鉄ケーブルネットワーク株式会社
27	株式会社倉敷ケーブルテレビ
28	グリーンシティコム株式会社
29	株式会社K C N 京都
30	K D D I 株式会社
31	ケーブルテレビ株式会社
32	株式会社ケーブルテレビ品川
33	株式会社ケーブルテレビ富山
34	株式会社ケーブルネット下関
35	株式会社ケーブルネット鈴鹿
36	株式会社ケーブルメディアワイワイ
37	株式会社広域高速ネット二九六
38	株式会社コミュニティネットワークセンター
39	山陰ケーブルビジョン株式会社
40	シーシーエヌ株式会社
41	C C N e t 株式会社
42	株式会社シー・ティー・ワイ
43	株式会社シーファイブ
44	株式会社J W A Y
45	J C O M マーケティング株式会社
46	株式会社J T O W E R

47	上越ケーブルビジョン株式会社
48	湘南ケーブルネットワーク株式会社
49	シンガポールテレコム・ジャパン株式会社
50	スカパー J S A T 株式会社
51	スターキャット株式会社
52	S t a r l i n k J a p a n 合同会社
53	株式会社 Z T V
54	ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社
55	ソフトバンク株式会社
56	高岡ケーブルネットワーク株式会社
57	多摩ケーブルネットワーク株式会社
58	知多メディアスネットワーク株式会社
59	株式会社中海テレビ放送
60	中部テレコミュニケーション株式会社
61	株式会社ちゅピ C O M
62	株式会社テレビ岸和田
63	株式会社テレビ松本ケーブルビジョン
64	東京ケーブルネットワーク株式会社
65	株式会社 T O K A I ケーブルネットワーク
66	株式会社トコちゃんねる静岡
67	豊橋ケーブルネットワーク株式会社
68	株式会社長崎ケーブルメディア
69	西尾張シーエーティーヴィ株式会社
70	株式会社日本ネットワークサービス
71	株式会社ニューメディア
72	パナソニックアビオニクスコーポレーション
73	B A N - B A N ネットワークス株式会社
74	B T V 株式会社
75	ひまわりネットワーク株式会社
76	姫路ケーブルテレビ株式会社
77	株式会社ファイバーゲート
78	福井ケーブルテレビ株式会社
79	富士通株式会社
80	株式会社ベイ・コミュニケーションズ
81	松阪ケーブルテレビ・ステーション株式会社
82	ミクスネットワーク株式会社
83	宮崎ケーブルテレビ株式会社
84	山口ケーブルビジョン株式会社
85	U Q コミュニケーションズ株式会社
86	Y O U テレビ株式会社
87	横浜ケーブルビジョン株式会社
88	楽天モバイル株式会社
89	株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス
90	株式会社ワイヤレスゲート
91	W i r e l e s s C i t y P l a n n i n g 株式会社

(資料 1)

第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び
第二種負担金算定等規則第 3 条の規定に基づく許可申請書

T C A 支 - B 0 2 2

令和 8 年 1 0 月 2 0 日

総 務 大 臣

藤井 比早之 殿

郵便番号

1 0 1 - 0 0 5 2

とうきょうとちよだくかんだおがわまちいっちょうめ

住 所

東京都千代田区神田小川町一丁目 1 0
興信ビル 2 F

いっばんしゃだんほうじんでんきつうしんじぎょうしゃきょうかい

名称及び代表者の氏名

一般社団法人電気通信事業者協会

かいちょう みやかわ じゅんいち

会長 宮川 潤一

別紙のとおり、第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則（令和 7 年総務省令第 16 号）第 3 条の規定に基づく許可を受けたいので申請します。

別紙

1 許可を受けたい事項

令和9年度においては、

- ① 第二種負担金の徴収は1回限りとするとともに、
- ② 高速度データ伝送役務提供事業者ごとに徴収すべき第二種負担金の額は令和9年3月末の当該事業者ごとの算定対象回線数により算定することとしたい。

このため、電気通信事業法（以下「法」という。）第110条の5第2項において準用する同法第110条第2項の規定に基づき基礎的電気通信役務支援機関（以下「支援機関」という。）が総務大臣の認可を受けるべき第二種負担金の額の算定に当たって、

- ❶ 第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則（以下「算定等規則」という。）第24条（第二種負担金の額の算定方法）第1項の規定によらずに、同項の規定に基づき総務大臣が定める告示（令和7年総務省告示第316号。以下「回線単価告示」という。）第1条（用語）第一号に定める申請単価を令和9年3月末の高速度データ伝送役務提供事業者ごとの算定対象回線数に乗ずることにより令和9年度において徴収すべき当該データ伝送役務提供事業者ごとの第二種負担金の額の算定に用いるものとして算定すること（①及び②関連）
- ❷ 算定等規則附則第3項（第二種負担金の額の算定の特例）の規定によらずに、同令第24条（第二種負担金の額の算定方法）第1項第二号に掲げる値として第二種負担金の算定までに同令第25条第1項の規定により総務大臣から通知された1か月分の算定対象回線数を用いること（①関連）

について、算定等規則第3条の規定に基づく許可を受けたいので、よろしく取り計らい願います。

2 許可を受けたい特別の理由

- ① 令和9年度における第二種負担金の徴収を1回限りとすることについて

支援機関が総務大臣の認可を受けるべき第二種負担金の額は、算定等規則第24条第1項において、同項第一号の回線単価に、同項第二号の算定対象回線数（同令第25条第1項の規定により総務大臣が支援機関に通知する回線数）の合計数を乗じる方法により算定することと規定されている。

同項第一号の回線単価である申請単価は、回線単価告示第1条第一号において、毎月1回、年間12回の負担金の徴収を想定し、1月から12月までの月末の回線数をそれぞれ乗じること

により、それぞれの月末の回線数に応じた第二種負担金の月額算定に用いるもの、と定義されている（①関連）。

また、同項第二号の算定対象回線数の合計数も同様に、毎月1回、年間12回の負担金の徴収を想定し、同号において、第二種負担金の額の算定の直近の継続した12か月分の算定対象回線数の合計数であることが規定されており、また、本年度のように12か月分の通知がなされない場合については、同令附則第3項において、12か月分に換算すべきことが規定されている（②関連）。

仮に、これらの規定によって令和9年度に徴収する第二種負担金の額を試算すれば、回線単価は1円となり、毎月1回、年間12回の負担金の徴収を想定し、合計で約2,575百万円となる（試算：回線単価1円×214,554,361回線×12月）。これは、令和9年度に交付する交付金の額（1,230,182,918円）及び第二種支援業務に必要と見込まれる費用（95,908,373円）の合計額から令和8年度徴収過不足見込額（160,287,462円）を差し引いた額の合計である約1,166百万円の約2倍の水準であり、すなわち、今後、交付金の額や支援業務に必要な費用の額が大きく変わらないと仮定すれば、来年度、新たな負担金を徴収せず、令和9年度に徴収した負担金を原資とした交付金が交付されることを意味することとなる。

これまでの累次の情報通信審議会の答申（注）によれば、第二号基礎的電気通信役務に係る第二種交付金の制度は、第二号基礎的電気通信役務の提供が確保されることによりネットワークの価値が高まることで受益する者の全体で応分の負担をする受益者負担制度であるとされており、この観点からは、将来の受益に応じた負担をある特定の年度に受益する者からのみ徴収することは適当とはいえず、少なくとも、ある年度中に交付する交付金の原資となる負担金は同じ年度中に徴収することが適当である。

- （注）
- 令和5年2月7日情報通信審議会電気通信事業政策部会答申
 - 令和6年3月28日情報通信審議会電気通信事業政策部会答申

このため、令和9年度以降の年度において交付する交付金の原資を令和9年度中に徴収することとなることを回避するために、令和9年度における負担金の徴収を年間1回限りとするにとし、そのために、回線単価告示第1条第一号の規定によらず、令和9年度中に徴収する第二種負担金の算定に係る1か月分の算定対象回線数を乗ずるものとして申請単価を算定するとともに、算定等規則附則第3項の規定によらず、第24条第1項第二号の算定対象回線数として令和8年3月末の1か月分の回線数を用いることには、特別の理由がある。

なお、この場合における回線当たりの第二種負担金の額は6円／年となることから、例えば、負担金の徴収を年間2回とし、各3円／回線を徴収する（2か月分の回線数を用いる）ことなどいくつかのパターンも考えられるが、上述の考え方に加え、91者が存在する負担金の徴収対象者における回線数の取りまとめや負担金の支払いといったコストを鑑みれば、6円／回線を

年間 1 回に限り徴収することがより適当である。

- ② 高速度データ伝送役務提供事業者ごとに徴収すべき第二種負担金の額を令和 9 年 3 月末の当該事業者ごとの算定対象回線数により算定することについて

支援機関が総務大臣の認可を受けるべき第二種負担金の額の算定に当たり用いる回線単価である申請単価は、上述のとおり、回線単価告示第 1 条第一号において、毎月 1 回、年間 12 回の負担金の徴収を想定し、1 月から 12 月までの月末の回線数をそれぞれ乗じることにより、それぞれの月末の回線数に応じた第二種負担金の月額算定に用いるもの、と定義されている（①関連）。

令和 9 年度における第二種負担金の徴収を年間 1 回限りとすることについて特別の理由があることは上述の通りであるが、この場合において、当該 1 回に限り徴収する第二種負担金の額を何月末の対象回線数に基づき算定するかについては別途検討の必要がある。

制度の趣旨からすれば、第二種交付金の交付は年度末までに交付すれば足りると考えられるが、その一方で、第二種適格電気通信事業者の財務上の安定にとっては年度の早い時期に交付することが望ましく、このためには、当該交付金の原資となる第二種負担金の徴収も年度の早い時期に行うことが望ましい。

また、第二種負担金の徴収を年間 1 回限りとするのであれば、当該負担金の額を算定するための総務大臣に対する回線数の報告も年に 1 回限りとすることも想定される。この場合、高速度データ伝送役務提供事業者 91 者のうち 80 者の事業年度末が 3 月 31 日であり、通常、各事業者は、少なくとも事業年度末には、回線数や契約数といったそれぞれの事業の状況を取りまとめることを勘案すれば、その報告は、令和 8 年度末とすることが、各事業者に新たな費用を発生させない観点から望ましい。

これらを合わせ考えれば、令和 9 年度における第二種負担金の徴収を年間 1 回限りとすることについて特別の理由がある限りにおいては、当該 1 回を令和 8 年度末（令和 9 年 3 月末）の回線数に基づくものとするのが望ましく、そのために、回線単価告示第 1 条第一号の規定によらず、令和 8 年度末（令和 9 年 3 月末）の算定対象回線数を乗ずるものとして申請単価を算定することには特別の理由がある。

以上

(公印省略)

総 基 促 第 109 号
令 和 8 年 9 月 4 日

一般社団法人 電気通信事業者協会

会長 宮川 潤一 殿

総 務 大 臣 林 芳正

通 知 書

電気通信事業報告規則（昭和 63 年郵政省令第 46 号）第 9 条（第 2 号に係る部分に限る。）の規定により報告を受けた令和 8 年 3 月末の回線数等から第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則（令和 7 年総務省令第 16 号）第 25 条第 2 項の規定により算定対象回線数を算出したので、同条第 1 項の規定に基づき別添のとおり通知する。

電気通信事業者・算定対象回線数一覧(令和8年3月末時点)

別添

(法人番号順)

	事業者名(全角)	法人番号	合計
1	株式会社NTTドコモ	1010001067912	委員限り
2	富士通株式会社	1020001071491	
3	株式会社トコちゃんねる静岡	1080001002664	
4	株式会社シー・ティー・ワイ	1190001015093	
5	株式会社大垣ケーブルテレビ	1200001013376	
6	株式会社ケーブルテレビ富山	1230001000850	
7	山口ケーブルビジョン株式会社	1250001000584	
8	株式会社中海テレビ放送	1270001003395	
9	BTV株式会社	1350001008353	
10	Intelsat Inflight Switzerland GmbH	1700150006097	
11	UQコミュニケーションズ株式会社	2010401075423	
12	株式会社ケーブルテレビ品川	2010701009493	
13	株式会社ワイヤレスゲート	2010701015153	
14	楽天モバイル株式会社	2010901041404	
15	株式会社広域高速ネット二九六	2040001047043	
16	宇都宮ケーブルテレビ株式会社	2060001000611	
17	ケーブルテレビ株式会社	2060001016517	
18	BAN-BANネットワークス株式会社	2140001045004	
19	姫路ケーブルテレビ株式会社	2140001060903	
20	ひまわりネットワーク株式会社	2180301019091	
21	株式会社エネコム	2240001006697	
22	株式会社ちゅピCOM	2240001010501	
23	株式会社倉敷ケーブルテレビ	2260001013097	
24	東京ケーブルネットワーク株式会社	3010001005192	
25	JSAT MOBILE Communications株式会社	3010401077583	
26	JCOMマーケティング株式会社	3011601002926	
27	株式会社TOKAIケーブルネットワーク	3080101016348	
28	株式会社日本ネットワークサービス	3090001001622	
29	株式会社エヌ・シー・ティ	3110001022995	
30	株式会社KCN京都	3130001036671	
31	近鉄ケーブルネットワーク株式会社	3150001004809	
32	グリーンシティコム株式会社	3180001000342	
33	西尾張シーエーティーヴィ株式会社	3180001096579	
34	株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス	4010001139808	
35	YOUテレビ株式会社	4020001030420	

	事業者名(全角)	法人番号	合計
36	株式会社JWAY	4050001023917	委員限り
37	CCNet株式会社	4180001050948	
38	松阪ケーブルテレビ・ステーション株式会社	4190001010554	
39	株式会社ケーブルネット下関	4250001005382	
40	山陰ケーブルビジョン株式会社	4280001000232	
41	株式会社ニューメディア	4390001010047	
42	スカパーJSAT株式会社	5010401077210	
43	株式会社JTOWER	5011001090314	
44	横浜ケーブルビジョン株式会社	5020001016303	
45	ミクスネットワーク株式会社	5180301001617	
46	シーシーエヌ株式会社	5200001001872	
47	金沢ケーブル株式会社	5220001002035	
48	沖縄セルラー電話株式会社	5360001000413	
49	株式会社愛媛CATV	5500001000737	
50	湘南ケーブルネットワーク株式会社	6021001036637	
51	NTTメディアサプライ株式会社	2180001016265	
52	中部テレコミュニケーション株式会社	6180001038116	
53	スターキャット株式会社	6180001038974	
54	株式会社ケーブルネット鈴鹿	6190001004959	
55	九州テレ・コミュニケーションズ株式会社	6310001005382	
56	宮崎ケーブルテレビ株式会社	6350001001741	
57	株式会社ケーブルメディアワイワイ	6350001006872	
58	OTNet株式会社	6360001000486	
59	NTTドコモビジネス株式会社	7010001064648	
60	イツツ・コミュニケーションズ株式会社	7011001016597	
61	シンガポールテレコム・ジャパン株式会社	7013201010925	
62	上越ケーブルビジョン株式会社	7110001019055	
63	NTT西日本株式会社	7120001077523	
64	知多メディアネットワーク株式会社	7180001094389	
65	福井ケーブルテレビ株式会社	7210001003635	
66	株式会社QTnet	7290001006977	
67	株式会社ファイバークー	7430001029022	
68	パナソニックアビオニクスコーポレーション	7700150026412	
69	Wireless City Planning株式会社	8010401088378	
70	アルテリア・ネットワークス株式会社	8010401123151	
71	ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社	8010701005322	
72	NTT東日本株式会社	8011101028104	

	事業者名(全角)	法人番号	合計
73	エルシーバイ株式会社	8100001018222	委員限り
74	株式会社ベイ・コミュニケーションズ	8120001035166	
75	豊橋ケーブルネットワーク株式会社	8180301006547	
76	株式会社キャッチネットワーク	8180301013915	
77	株式会社ZTV	8190001000667	
78	射水ケーブルネットワーク株式会社	8230001012451	
79	株式会社シーファイブ	9010001068886	
80	ソフトバンク株式会社	9010401052465	
81	Starlink Japan 合同会社	9010403021575	
82	KDDI株式会社	9011101031552	
83	多摩ケーブルネットワーク株式会社	9013101000215	
84	株式会社テレビ松本ケーブルビジョン	9100001013643	
85	株式会社オプテージ	9120001062589	
86	株式会社テレビ岸和田	9120101037177	
87	株式会社コミュニティネットワークセンター	9180001066196	
88	株式会社長崎ケーブルメディア	9310001001296	
89	株式会社秋田ケーブルテレビ	9410001000214	
90	株式会社STNet	9470001001883	
	合計		214,554,361